条例の概要

背景　条例制定時、国内で利用目的が明らかでない森林の買収事例が相次いで確認され、適切な管理が行われない森林が増加し、森林の水源涵養機能が低下することが懸念されていた。

第1～7条	総則	・目的、定義、責務（県、県民、土地所有者等）、国及び市町村との連携
第8条	1　水源地域の指定	・関係市町村長への意見聴取をした上で、水源地域を指定（国有林を除く）
第9～10条	2　水源地域の土地所有者等の届出	・権利等の移転等の契約をする場合、知事に事前に届出 ・知事から関係市町村長への通知
第11～12条	3　報告の徴収 立入調査 助言	・水源地域の土地所有者等に対し報告の徴収、立入調査を実施 ・知事から水源地域の土地所有者等へ土地利用に関する助言
第13～14条	4　勧告 公表	・水源地域の土地所有者等の無届虚偽の届出への是正勧告 ・勧告に従わない場合は公表
第15～17条	付則等	・市町村が定める条例との関係 ・年次報告 ・条例の施行期日